（機構が自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継したことに伴う電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の適用の特例）

第八条　平成二十六年四月一日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、機構について、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第二項、第三十六条、第四十条、第四十一条第三項、第四十三条、第四十八条及び第四十九条の規定は、適用しない。

（機構の業務の範囲等に係る経過措置）

第九条　この法律の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用については、第二十二条第一号中「処理することとされている事務」とあるのは、「同法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関が処理することとされている事務」とする。

2　この法律の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用については、第二十二条第二号中「処理することとされている事務」とあるのは、「同法第三十四条第一項に規定する指定認証機関が処理することとされている事務」とする。

（政令への委任）

第十条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構」を「、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）

（法人税法の一部改正）

第十三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）

（印紙税法の一部改正）

第十四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）

（登録免許税法の一部改正）

第十五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）

（消費税法の一部改正）

第十六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）

政令

公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月三十一日

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十九号

公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第一項、第四十九条の二第一項、第二百六十九条及び第二百七十二条並びに日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十一条第一項、第六十二条第一項、第百四十条第二項及び第百四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第一条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「身体の故障又は文盲に因り」を「心身の故障その他の事由により」に改める。

第四十一条第一項中「身体の故障又は文盲であること」を「心身の故障その他の事由」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第五十五条第一項中「市町村（」を「市町村の選挙管理委員会の委員長（」に、「を除く。）の選挙管理委員会の委員長」を「の選挙管理委員会の委員長を除く。）」に改める。

第五十六条第四項中「聴いて、」の下に「当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第六十五条の四第三項中「聴いて、」の下に「法第四十九条の二第一項第一号に規定する在外投票に係る事務に従事する在外公館の職員のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第百四十一条の二第一項中「、第七項及び第八項」を「及び第七項から第九項まで」に改める。

第百四十一条の三第一項中「第二十三条の二」の下に「、第五十条、第五十六条」を加える。